

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
8月10日
(金曜日)

目次

規則	1
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	1
告示	1
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	2
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	2
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)	2
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(四件)(厚政課)	3
保安林指定の解除(阿東町)(森林整備課)	4
解除予定保安林(下関市)(森林整備課)	4
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)	4
道路の位置の指定(建築指導課)	4
公告	4
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	5
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	5
公共測量の実施(監理課)	7
漁業委告示	7
漁業法第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定による指示	7
監査公表	7
監査公表	7



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月十日

山口県規則第七十二号


山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

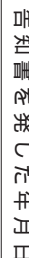
山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第七号中第十八号を第十九号とし、第九号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 法第十四条の十八第六項及び第七項の規定による通知 滞納処分続行通知書(別記第十九号様式之二)

別記第十九号様式中

「」を

「」

に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第19号様式の2 (第7条関係)

滞納処分続行通知書

第 年 月 日

住所 (所在地)
氏名 (名称) 様

山口県知事
(県税事務所長)

地方税法第14条の18第7項の規定により、下記の納税者又は特別徴収義務者の財産として
した差押えを同条第3項の規定による差押えとして滞納処分を続行するので通知します。

記

納税者又は特別徴収義務者 (名称)	住所・居所 (所在地) 氏名 (名称)	納期限 (税額)	延滞金額 (法律による金額)	加算金額 (法律による金額)	滞納処分費 (法律による金額)	計	番号
			..				
			..				
			..				
金額							
合計							
上記滞納金額のうち譲渡担保財産から徴収する金額							
譲渡担保権者 (住所・居所 (所在地) 氏名 (名称))							
名称	数	金額	性質・形状	所在地			
譲渡担保財産		円					
差押年月日	年 月 日	年 月 日					
告知書を発した年月日	年 月 日	年 月 日					

注 「延滞金額」欄及び「滞納処分費」欄に記入してある金額は、この通知書の作成の日までのものを計算したものです。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第四百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十九年八月十日

山口県知事 二井 関 成

医療機関	所在地	廃止年月日
岡本医院	岩国市玖珂町五二〇	平成一九、五、二四
遠石クリニック	周南市遠石三丁目六番二二号	" " 三〇
ミント薬局	下松市大字西豊井一四五二の二	" " 三三

山口県告示第四百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年八月十日

山口県知事 二井 関 成

医療機関	所在地	指定年月日
おのクリニック	周南市大神四丁目一〇番三三号	平成一九、七、一
ミント薬局	下松市大字西豊井一四五〇の一	" " 六、"
ひまわり薬局大神店	周南市大神四丁目一番三三号	" " 七、"

山口県告示第四百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定し

た。

平成十九年八月十日

山口県知事 二井 関 成

施術者の氏名	施設名	所在地	指定年月日
河本 昌之	河本治療院	岩国市青木町三丁目六〇番一六号	平成一九、七、二二
川村 剛史	和整骨院・光院	光市大字浅江一七五六の一	六、五

山口県告示第四百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年八月十日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社総合リハビリテーション研究所	下松市大字末武下四〇一の九	予防介護ステーション来	下松市大字末武下四〇一の九 通所介護	平成一九、七、一

山口県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年八月十日

山口県知事 二井 関 成

特定福祉用具販売事業者の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
株式会社フルケア成和	広島市西区商工センター一丁目二番一九号	株式会社フルケア成和山口福祉事業所	山口市江崎二一三の六 平成一九、四、一

山口県告示第四百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年八月十日

山口県知事 二井 関 成

介護予防事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一	山口市小郡下郷三三八〇の二	介護予防訪問	平成一九、四、一
社会福祉法人仁泉会	周南市大字湯野一五八	周南市大字湯野一五八	介護予防訪問	六、
医療法人聖比留会	宇部市大字西岐波一四六二の三	宇部市大字西岐波三六〇二の一	介護予防訪問	七、
医療法人社団水生会	山口市大内矢田三八五	山口市大内矢田三九五の二	介護予防訪問	四、
社会福祉法人仁泉会	周南市大字湯野一五八	周南市大字湯野一五八	介護予防訪問	六、
株式会社フルケア成和	広島市西区商工センター一丁目二番一九号	株式会社フルケア成和山口福祉事業所	介護予防訪問	四、
合資会社マザー	萩市大字土原三六〇の二	萩市大字土原三六〇の二	介護予防訪問	平成一九、八、
社会福祉法人平成記念会	岩国市本郷町本郷二〇八六	岩国市本郷町本郷二〇八六	介護予防訪問	四、

山口県告示第四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年八月十日

山口県知事 二井 関 成

特定介護予防福祉用具販売事業者 名 称	主たる事務所 の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社フルケ ア成和	広島市西区商工 センター一丁目 二番一九号	株式会社フルケ ア成和山口福祉 事業所	山口市江崎三二 一三の六	平成一九、 四、一

山口県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十九年八月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
阿武郡阿東町大字生雲中字奥沢田一七二三の一八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十九年八月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所
下関市豊浦町大字室津上字下り松二二三の四、一三三の六、一二六の三

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成十九年八月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件（平成九年農林水産省告示第二百三十七号）及び保安林の指定に関する告示（平成十四年山口県告示第二百二十号）に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下松市経済部農林水産課、長門市経済振興部農林課、周南市経済部林政課及び周防大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年八月十日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地 下松市清瀬町三丁目四九九の五から四九九の七まで、五〇三の三、五〇三の四、五〇三の八、五〇三の九及び五〇三の三	幅 (メートル) 四・〇一六・〇	延 (メートル) 七一・七	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 三六五・二四
--	------------------------	---------------------	-------------------------------------



(四一〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年九月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年八月十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 Nest

代表者の氏名 石川 章

主たる事務所の所在地 下関市生野町二丁目二七番七号

三 定款に記載された目的

不登校及びひきこもりの状態にある青少年に対して自由、自治及び個の尊重を理念として安全で安心な居場所を提供する事業を行い、主体的な生き方の確立及び自立のための支援事業を本人、家族等に対して行い、並びに地域社会において不登校及びひきこもりの状態にある青少年に対する理解を深める活動を行うことにより、青少年を不登校及びひきこもりの状態から早期に回復させ、並びに青少年がこれらの状態となることを未然に防止し、もってあらゆる子どもたちが将来への希望を抱くことができ、かつ、健全に育成されるよりよい社会の再生に寄与すること。

(四一一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十九年八月十日から同年十二月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年八月十日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山の田ショッピングデパート

所在地 下関市山の田本町二〇番二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社マイカル 所 代表者の氏名 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 川本 敏雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社マイカル	変更前 大阪市中央区淡路町二丁目二番九号	変更後 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号
--------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------	---------------------------

四 届出年月日

平成十九年七月二十三日

五 変更年月日

平成十四年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山の田ショッピングデパート

所在地 下関市山の田本町二〇番二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社マイカル 所 代表者の氏名 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 川本 敏雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社サロンドエル	小島 清男	小島 剛
変更前	変更後			

四 届出年月日
平成十九年七月二十三日
五 変更年月日
平成十五年六月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 山の田ショッピングデパート
所在地 下関市山の田本町二〇番二号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社マイカル 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 川本 敏雄

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	有限会社東洋ランドリー	菅 昭雄	菅 和代
変更前	変更後			

四 届出年月日
平成十九年七月二十三日
五 変更年月日
平成十五年八月五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 山の田ショッピングデパート
所在地 下関市山の田本町二〇番二号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社マイカル 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 川本 敏雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社スナップス販売株式会社	スナップス販売株式会社	株式会社スナップス販売株式会社
変更前	変更後			

四 届出年月日
平成十九年七月二十三日
五 変更年月日
平成十六年十月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 山の田ショッピングデパート
所在地 下関市山の田本町二〇番二号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社マイカル 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 川本 敏雄

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社マイカル	岡田 元也	川本 敏雄
変更前	変更後			

四 届出年月日
平成十九年七月二十三日
五 変更年月日
平成十八年五月十七日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 山の田ショッピングデパート
 所在地 下関市山の田本町二〇番二号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社マイカル 大阪府中央区久太郎町三丁目一番三〇号 川本 敏雄
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社三好屋	有限会社三好屋
井内田幸子	井内田幸子	井内田幸子
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社秋本薬局	株式会社秋本薬局
株式会社秋本薬局	株式会社秋本薬局	株式会社秋本薬局
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社千鳥屋本家	株式会社千鳥屋本家
株式会社千鳥屋本家	株式会社千鳥屋本家	株式会社千鳥屋本家
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社千鳥屋本家	株式会社千鳥屋本家
株式会社千鳥屋本家	株式会社千鳥屋本家	株式会社千鳥屋本家

- 四 届出年月日
 平成十九年七月二十三日
- 五 変更年月日
 平成十九年三月一日

(四二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防衛施設庁広島防衛施設局長から次のとおり公共測量を実施する

旨の通知がありました。

平成十九年八月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 作業の種類
 公共測量(基準点測量及び用地測量)
- 二 作業の地域
 萩市見島
- 三 作業の期間
 平成十九年八月一日から同年十一月三十日まで



山口県内水面漁場管理委員会告示第五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百零四項の規定により、次のとおり指示する。

平成十九年八月十日

山口県内水面漁場管理委員会

会長 高石 敏男

- 一 指示の内容
 コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面においては、こい(まごい及びにしきこいをいう。)を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。
- 二 指示の有効期間
 平成十九年八月十三日から平成二十年八月十二日まで



監査公表第五号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり同条第4項の規定による監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた

旨の通知があったので、これを公表します。

平成19年 8 月10日

山口県監査委員	新 谷 和 彦
同	先 城 憲 尚
同	竹 田 義 廣
同	村 田 博

通知に係る事項

生活衛生課

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成16年度における収入証紙による製菓衛生師免許等手数料の収入については、平成18年 5 月31日に適正な処理を行った (監査年月日 平成17年10月14日) 。

岩国土木建築事務所

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成16年度における収入証紙による宅地建物取引業免許申請手数料の収入については、平成19年 5 月31日に適正な処理を行った (監査年月日 平成17年 9 月1日) 。

玖珂土木事務所

調定をしていなかった平成14年度から平成16年度までにおける河川区域内の土地の占用料及び道路の占用料については、平成18年 3 月10日までに調定をした (監査年月日 平成18年 2 月10日) 。

柳井土木建築事務所

- 1 収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成16年度における収入証紙による建築物等確認申請手数料の収入については、平成19年 5 月31日に適正な処理を行った (監査年月日 平成18年 1 月11日) 。
- 2 収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成16年度及び平成17年度における収入証紙による建築物建築等許可申請手数料等の収入については、平成19年 5 月31日に適正な処理を行った (監査年月日 平成18年11月14日) 。

豊田土木事務所

収入証紙特別会計から一般会計への繰出金の額を誤っていた平成16年度における収入証紙による建設業許可申請手数料の収入については、平成18年 5 月31日に適正な処理を行った (監査年月日 平成17年10月25日) 。

平成十九年八月十日印刷
平成十九年八月十日発行

発行所 山口県知事

長瀬 一 樹 氏 金 川 三 十 五 郎 氏 (送 録 共)